

令和6年度個人住民税の定額減税について

◆問合せ 税務会計課 (内線231、233)

令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されます。概要は以下のとおりです。

1. 対象となる方

◆前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

※ 定額減税「前」個人住民税が非課税の方及び個人住民税均等割・森林環境税のみの課税の方
方は対象外となります。

2. 減税額

◆本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。

※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。

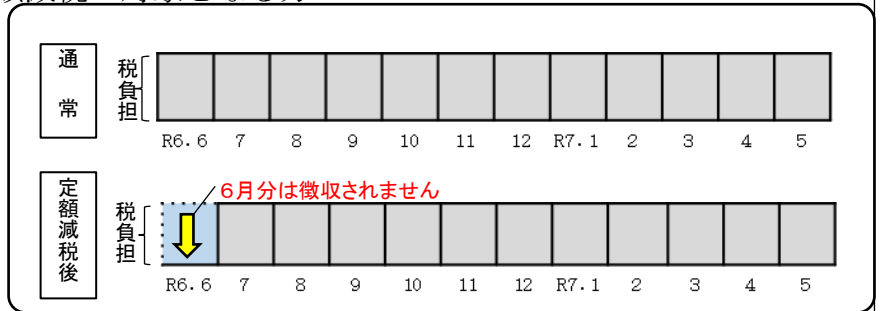
※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

3. 徴収方法 (令和6年度分) ※定額減税の対象となる方

◆給与所得に係る特別徴収

(給与所得者の方)

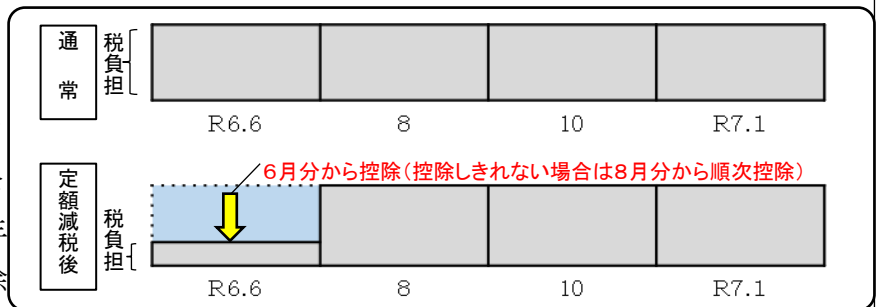
・令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。



◆普通徴収

(事業所得者等の方)

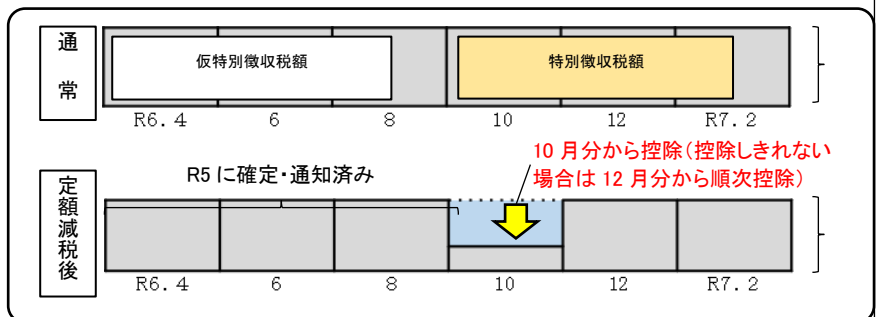
・定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分(令和6年6月分)の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除されます。



◆公的年金等に係る所得に係る

特別徴収(年金所得者の方)

・定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



4. その他

◆減税額については、納税通知書又は特別徴収税額通知書に記載があります。

◆定額減税は、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。

◆減税しきれない場合は、別途給付金(調整給付)が支給されます。

◆所得税(国税)の定額減税の詳細は、国税庁ホームページをご参照ください。